

●香川県告示第59号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

NPO法人実態調査

(2) 目的

県内で活動するNPO法人の組織、活動状況、寄附受入状況等を把握し、今後のNPO法人の活動を支援・促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

県内に事務所を有するNPO法人

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 現在の活動状況等

イ 設立時期、主たる事務所の形態、役員数等

ウ 主な活動内容、活動地域、直近の事業年度の収入及び支出金額、寄附受入状況等

エ 会計事務の処理体制、NPO法人会計基準の認知度、法人情報の開示方法等

オ 協働の相手、行政からの委託状況、ボランティア受入状況等

カ 認定NPO法人制度の認知度、認定NPO法人化の予定等

キ 中間支援団体の認知度等

ク ホームページ「共助ネットかがわ」の利用頻度、香川県NPO基金の認知度等

ケ 今後の活動等

(2) 基準となる期日

調査票記入日現在

4 報告を求める者

(1) 数

313法人

(2) 選定の方法

県内に事務所を有する全てのNPO法人に対し調査を実施する。

5 報告を求めるために用いる方法

調査委託会社（株式会社キャリアステーション）が郵送により調査票を配布し、回収する。

6 報告を求める期間

平成25年2月14日から同月28日まで